

2008年度アンケート結果版

アンケート結果にもとづく

市民のための弁護士報酬の目安

日本弁護士連合会

発刊によせて

『何か困ったときに弁護士に相談してみよう、事件の解決を依頼しよう。そう考えたときに、その費用がいくらになるのか分からないのでは不安だ……』

そのような声を聞くことがあります。

2004年4月1日から、弁護士会の定める報酬規定は廃止されていますので、弁護士によってそれぞれ費用を決めることができるようになりました。当連合会は弁護士費用についてのおよその目安を市民に知っていただこうと、全国の弁護士にアンケートを実施してきました。

本書では、2008年11月に実施したものを集約しました。今回は、コンサルタントを交えて統計学的にアンケート調査を行い、また専門的分野については、専門分野に詳しい会員に協力してもらって回答が実勢をより反映するような工夫もしてみました。

もとより全国平均でありますので、実際には地域によって、また事件によってもさまざまであることは当然です。具体的な事件では、その複雑さや相手の出方によっても費用が異なってきます。着手金と報酬金の組み合わせなどもさまざまありえます。

本書で紹介されている金額はあくまで一つの目安として参考にしていただくためのものであることをご理解ください。

弁護士は、本書で紹介した以外の種類の事件も幅広く、それぞれ専門的な知識を生かして仕事をしています。ぜひ、お気軽に相談し、事件の解決を依頼してください。

本書が市民にとって弁護士へのアクセスを容易にする一助になることを願ってやみません。

2009年8月

日本弁護士連合会

会長 宮 崎 誠

アンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬の目安

—2008年度アンケート結果版—

第1 はじめに

1 弁護士に依頼する場合に、全部でいくら費用がかかるのか？

市民にとって「弁護士に依頼したら、全部でいくらかかるのか」ということは大きな関心事です。

2種類の費用があります。「弁護士報酬」と「実費」です。

「実費」は、弁護士報酬とは別のものです。たとえば、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金などです。これらは、弁護士への依頼内容によって必要となることがあるものですが、これらは弁護士にとって実質的な収入となるものではありません。ところが、依頼者にとって、あとで意外にも大きな支出になることもあります。

交通費は、弁護士の遠隔地への出張がともなう場合、どの交通手段によるのか、どの等級（たとえば、グリーンか普通かなど）によるのかなども、依頼するときに弁護士の説明を十分お求めください。

なお、交通費のほかに弁護士報酬としての日当が別に必要な場合もあります。

2 弁護士報酬

2004年4月1日から、弁護士報酬の種類には限定がなくなりました。そうはいつても、それまでの弁護士報酬の種類は、これからの弁護士報酬を定めるうえでも、新たな弁護士報酬の種類と比較するうえでも参考になります。弁護士報酬と呼ばれるものには、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料、日当などがあります。このうち、主な弁護士報酬である着手金・報酬金と手数料を説明します。このほか、時間制報酬（タイムチャージ）という定め方もあります。

- ・「**着手金**」は、弁護士が扱う事件には、その性質上、相手方のあることですから、成功・不成功がつきものですが、その結果いかににかかわらず、弁護士が手続を進めるために事件の着手のときに受けるべき弁護士報酬のことです。

着手金は、報酬金とはまったく別のものです。これは手付金という意味ではありません。

- ・「**報酬金**」は、弁護士が扱った事件の成功の程度に応じて受ける成功報酬のことです。
- ・「**手数料**」は、原則として1回程度の手続で事件が終わり、結果の成功が見込める事件での支払いをいいます。
- ・「**時間制報酬（タイムチャージ）**」は、依頼された事件の処理に必要とした時間に単価をかけて弁護士報酬を計算する方法です。

※ 着手金と報酬金については、それぞれの金額に影響を与える事情はさまざまです。たとえば、弁護士報酬を決める際に、着手金を低額化したときは報酬金を高額化させたり、着手金を高額化させたときは報酬金を低額化させたりすることがあります。今回のアンケート結果については、この点にも注意してお読みください。

3 用語の解説

弁護士報酬に関する用語を解説します。

「示談交渉」は、弁護士が裁判所を通さず、相手方と交渉するものです。

「調停」は、裁判所における話し合いによって、事件を解決しようとする手続です。

「訴訟」は、裁判所の訴訟手続で事件を解決しようというものです。

第2 アンケート（2008年11月実施）結果の集約状況

回答総計1026名（一般調査対象人数4041名 回答率25.4%）

1 所属弁護士会別の集計（1026名の内訳）

東京	98	和歌山	6	宮崎県	22
第一東京	70	愛知県	30	沖縄	5
第二東京	62	三重	14	仙台	22
横浜	29	岐阜県	5	福島県	23
埼玉	12	福井	8	山形県	15
千葉県	14	金沢	14	岩手	13
茨城県	4	富山県	10	秋田	16
栃木県	2	広島	19	青森県	12
群馬	7	山口県	18	札幌	71
静岡県	4	岡山	10	函館	8
山梨県	9	鳥取県	9	旭川	9
長野県	7	島根県	4	釧路	19
新潟県	12	福岡県	25	香川県	20
大阪	88	佐賀県	15	徳島	16
京都	17	長崎県	8	高知	20
兵庫県	22	大分県	10	愛媛	27
奈良	6	熊本県	8	無回答	7
滋賀	14	鹿児島県	11	総計	1026

2 弁護士経験年数別の集計（総数1026）

ア) 10年未満	264
イ) 10年以上～20年未満	204
ウ) 20年以上～30年未満	204
エ) 30年以上	352
オ) 無回答	2

（設例Bにおける追加調査対象人数）

- ・ B－1 先物取引：56人
- ・ B－2 欠陥住宅：11人

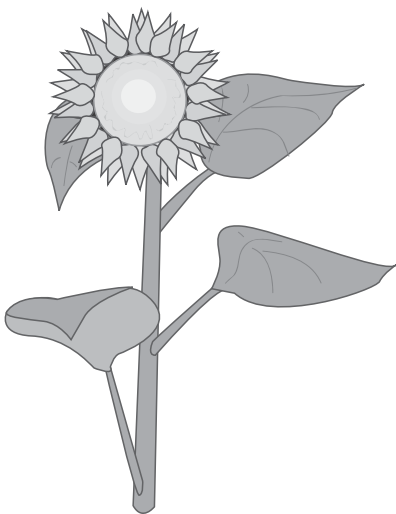
- ・ B－3 医療事故（患者側）：175人
- ・ B－4 財産管理：246人
- ・ B－5 労働事件：38人
- ・ B－6 知的財産権：70人
- ・ B－7 税務訴訟：10人
- ・ B－8 住民訴訟：24人

※今回のアンケート調査においては専門的分野について、その分野に詳しい会員に協力してもらいました。

（2009年3月2日現在で集約）

第3 2008年度アンケート結果に対する概括的コメント

- 本アンケートは、2002年、2005年に続いて3回目のものです。本アンケート結果は従来に比べて、着手金の減額または増額、着手金と報酬金の割合の変化などが相当認められます。たとえば、事業者の民事再生事件は受任事件が増えて着手金や報酬金に明らかに相場が生まれてきていると思われます。労働事件については、新設された労働審判事件が定着しつつあることの影響が出ていると思われます。
- 回答者については、経験年数3年未満の会員は本アンケートの対象としていませんが、10年未満の会員の回答が26.8%に及んでいます。このことは、弁護士報酬の相場が前回より少し異なっている要因の一つと考えられます。



第4 設例等の目次

A-1	法律相談	7
A-2	契約書作成	7
A-3	金銭消費貸借（貸したお金を返してほしい）	8
	（1）内容証明郵便の手数料	
	（2）引続き訴訟の場合	
A-4	売掛金（商品を納入したのに代金が支払われない）	9
A-5	連帯保証債務（無断で連帯保証人にさせられた）	10
	（1）交渉のみで解決したとき	
	（2）訴訟で解決したとき	
A-6	消費者問題（騙されてリフォーム契約を結んでしまった）	11
	（1）クーリングオフ通知書作成の手数料	
	（2）交渉のみで解決したとき	
A-7	交通事故	12
A-8	請負代金（元請業者が請負代金を支払ってくれない）	13
A-9	建物明渡と強制執行	14
	（1）民事調停	
	（2）訴訟—原告	
	（3）訴訟—被告	
	（4）強制執行	
A-10	境界争い（隣人と境界線について争いがある）	17
A-11	近隣環境（自宅の南側にマンションが建ちはじめた。このままでは日照権が侵害される）	18
A-12	離婚	19
	（1）離婚調停を受任する場合	
	（2）離婚調停の不調後に離婚訴訟を受任し、離婚が成立した場合	
	（3）離婚訴訟の段階から受任し、離婚が成立した場合	
A-13	不貞の慰謝料請求	21
	（1）元妻から損害賠償請求を受任したとき	
	（2）不貞の相手方から損害賠償請求訴訟を受任したとき	
A-14	遺言書作成と遺言執行	22
	（1）公正証書遺言作成手数料	
	（2）遺言執行手数料	
A-15	遺産分割調停	23
A-16-1	債務整理・倒産	24
	（1）過払い金の取り戻しを訴訟で解決したとき	

	(2) 個人の債務整理	
	① 任意整理	
	② 個人再生手続	
	③ 個人破産	
A-16-2	民事再生（企業）	27
	(1) 着手金・報酬金と月額報酬を併用しないとき	
	(2) 着手金・報酬金と月額報酬を併用するとき	
	(3) 月額報酬だけによるとき	
A-17	顧問関係	29
A-18	時間制（タイムチャージ）	29
A-19	刑事事件（事案簡明な事件）	30
A-20	少年付添人	31
B-1	先物取引（必ずもうかりますと説明を受けたが相場が暴落した）	32
B-2	欠陥住宅（欠陥住宅を購入してしまった）	33
B-3	医療事故（患者側）（医療過誤に対処したい）	34
B-4-1	財産管理 成年後見開始申立	35
B-4-2	任意後見契約	36
B-5-1	労働事件（懲戒解雇のケースで労働仮処分手続のとき）	36
	(1) 解雇の撤回のうえ任意退職、解決金の支払いがあった	
	・労働者の代理人	
	・会社の代理人	
	(2) 解雇撤回のうえで労働者は職場復帰した	
	・労働者の代理人	
	・会社の代理人	
	(3) 労働仮処分と労働審判との金額の比較	
B-5-2	労働事件（退職金、残業代請求を訴訟で解決したとき）	39
B-6-1	知的財産権（特許権が侵害されたので対処したい）	40
B-6-2	知的財産権（内容証明郵便）	41
B-7	税務訴訟（税務署から更正処分を受けたが、異議申立したい）	41
B-8	住民訴訟（第3セクターが破綻し、市長個人の責任を追及したい）	42
	(1) 住民監査請求	
	(2) 住民訴訟	
B-9	行政訴訟（産廃処理施設について設置許可を取り消したい）	43

A-1 法律相談

一般市民からの法律相談で、1時間を要し法律相談だけで完結した。

法律相談料

1	5千円	366	36.1%	
2	1万円	565	55.7%	
3	2万円	28	2.8%	
4	3万円	5	0.5%	
5	その他	51	5.0%	(合計 1015)

コメント

この設例では、法律相談料は、1時間で5千円から1万円がほとんどです。相談内容などにより法律相談料が違ってることがあります。相談時間が30分ほどで短時間であったりすると相談料が減額になることもあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-2 契約書作成

製造メーカーが卸業者（法人）との商品の継続的取引のための基本売買契約書を作成する。年間の取引予想額は3000万円程。代金支払いに手形決済の予定あり。物的担保はないが卸業者代表者が連帯保証人になる予定。契約書作成に2～3時間が予想される。その手数料はいくらか。（顧問契約はなし）

作成手数料

1	5万円前後	381	38.8%	
2	10万円前後	390	39.7%	
3	15万円前後	79	8.0%	
4	20万円前後	63	6.4%	
5	30万円前後	18	1.8%	
6	その他	51	5.2%	(合計 982)

コメント

この設例では、契約書作成手数料は、5万円前後から10万円前後が80%近くに及んでいます。契約書の内容はさまざまですので、その複雑さや特殊性に応じて手数料が違ってることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-3 金銭消費貸借

知人に300万円貸したが、期限が来たのに返してくれないので返還を求めることにした。当初、弁護士名での内容証明郵便で督促した。ところが、知人からは何の返答もなかったので、さらに訴訟を提起し、その結果、勝訴して任意で全額回収できた。

(1) 内容証明郵便の手数料

1	1万円	159	15.9%	
2	2万円	173	17.4%	
3	3万円	416	41.7%	
4	5万円	171	17.2%	
5	その他	78	7.8%	(合計 997)

(2) 引続き訴訟の場合（上記手数料を除く）

着手金

1	10万円前後	119	11.9%	
2	15万円前後	263	26.2%	
3	20万円前後	440	43.9%	
4	25万円前後	118	11.8%	
5	30万円前後	51	5.1%	
6	その他	11	1.1%	(合計 1002)

報酬金

1	10万円前後	49	4.9%	
2	20万円前後	189	18.9%	
3	30万円前後	502	50.2%	
4	40万円前後	145	14.5%	
5	50万円前後	99	9.9%	
6	60万円前後	8	0.8%	
7	その他	8	0.8%	(合計 1000)

コメント

(1) 内容証明郵便を出すとき

この設例では、3万円を中心として請求されることが多いようです。

内容証明郵便は、相手方に対する手紙の内容を郵便局が証明してくれる郵便です。内容証明郵便による請求だけで事件が解決することもあります。ただ、それだけでは解決せずに引き続いて相手方と交渉することとなったり、訴訟になったりすることも少なくありません。

(2) 引き続き訴訟したとき

この設例では、着手金は、15万円前後から20万円前後が70%近くに及んでいます。報酬金は、30万

円前後が2分の1を占めており、それを中心として請求されることが多いようです。

着手金は、請求する金額、事案の複雑さ、予想される手数や労力などによって幅があります。報酬金も、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した手数や労力などによって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-4 売掛金

販売先が納入した商品の品質にクレームをつけて代金2000万円を支払わないが、品質に問題はないので回収したい。訴訟を提起し、その結果、勝訴して任意で全額回収できた。

着手金

1	50万円前後	412	41.5%	
2	70万円前後	224	22.6%	
3	100万円前後	257	25.9%	
4	120万円前後	21	2.1%	
5	150万円前後	11	1.1%	
6	その他	68	6.8%	(合計 993)

報酬金

1	100万円前後	180	18.1%	
2	150万円前後	245	24.6%	
3	200万円前後	471	47.3%	
4	250万円前後	40	4.0%	
5	300万円前後	21	2.1%	
6	その他	38	3.8%	(合計 995)

コメント

この設例では、着手金は50万円前後が40%くらいで、50万円前後から100万円前後の範囲がほとんどです。報酬金は、200万円前後が2分の1近くであり、100万円前後からの範囲でほとんどです。

着手金は、請求する金額、事案の複雑さ、予想される手数や労力などによって幅があります。報酬金も、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した手数や労力などによって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-5 連帯保証債務

離婚した夫が婚姻中、金融業者から500万円を借り入れる際、妻の印鑑を無断で使用して勝手に妻を連帯保証人とした。離婚後、金融業者から妻に対し500万円の請求がきたので妻の委任を受けて債務不存在の交渉をし、交渉では解決できなかったときには訴訟提起をする。その結果、交渉または訴訟で500万円の支払を免れた。

(1) 交渉のみで解決したとき

着手金

1	10万円前後	430	43.7%	
2	20万円前後	347	35.2%	
3	30万円前後	147	14.9%	
4	40万円前後	10	1.0%	
5	その他	51	5.2%	(合計 985)

報酬金

1	20万円前後	310	31.7%	
2	30万円前後	302	30.9%	
3	40万円前後	137	14.0%	
4	50万円前後	125	12.8%	
5	60万円前後	30	3.1%	
6	その他	73	7.5%	(合計 977)

(2) 交渉では解決せず、訴訟で解決したとき

着手金

1	20万円前後	390	39.7%	
2	30万円前後	435	44.3%	
3	40万円前後	82	8.3%	
4	50万円前後	29	3.0%	
5	その他	47	4.8%	(合計 983)

報酬金

1	20万円前後	135	13.7%	
2	30万円前後	303	30.9%	
3	50万円前後	396	40.3%	
4	70万円前後	98	10.0%	
5	90万円前後	18	1.8%	
6	その他	32	3.3%	(合計 982)

コメント

- (1) この設例では、交渉を始めるときの着手金は、10万円前後から20万円前後が80%近くに及んでいます。交渉で解決したときの報酬金は、20万円前後から30万円前後が60%くらいですが、40万円前後から50万円前後の請求もあるようです。
- (2) 同じ設例で、交渉で解決せず訴訟になったときの着手金は、20万円前後から30万円前後がほとんどですが、40万円前後から50万円前後の請求もあるようです。報酬金は、30万円前後から50万円前後が70%に及んでいます。訴訟になると、交渉のみのときに比べ、着手金で10万円ほど、報酬金で20万円高くなる人が多いという結果になっています。

このようなケースでは、弁護士は金融業者を相手方として、妻には連帯保証人としての支払義務がない、すなわち債務がないと主張して争うことになります。これを債務不存在確認請求といいます。交渉でも訴訟でも、着手金は、請求する金額、事案の複雑さ、予想される手数や労力などによって幅があります。報酬金も、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した手数や労力などによって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-6 消費者問題

訪問販売にきた業者から、本当はシロアリの被害を受けていないのに言葉巧みに騙されて、300万円のリフォーム契約を結んでしまった。弁護士に相談して、本人の名前でクーリングオフの通知書を作成してもらい、また、数回にわたり交渉して、契約を取り消すことができ、300万円の支払を免れた。相談と通知書作成で60分程度を要した。

(1) クーリングオフ通知書作成の手数料

1	1 万円	180	18.4%	
2	2 万円	211	21.6%	
3	3 万円	433	44.3%	
4	4 万円	18	1.8%	
5	5 万円	119	12.2%	
6	その他	17	1.7%	(合計 978)

(2) クーリングオフ期間が経過していたため、消費者契約法にもとづく取消を主張して数回にわたり交渉し、その結果、300万円の支払を免れたとき

着手金

1	5 万円前後	170	17.4%	
2	10万円前後	499	51.1%	
3	20万円前後	233	23.8%	
4	30万円前後	44	4.5%	
5	40万円前後	4	0.4%	
6	その他	27	2.8%	(合計 977)

報酬金

1	5万円前後	56	5.8%	
2	10万円前後	215	22.1%	
3	20万円前後	384	39.5%	
4	30万円前後	249	25.6%	
5	40万円前後	38	3.9%	
6	その他	31	3.2%	(合計 973)

コメント

- (1) この設例では、クーリングオフする旨の通知書の作成手数料は、2万円から3万円が3分の2を占めています。

クーリングオフとは、消費者等が業者との間で商品を購入したり、サービスの提供を受けたりする契約を結んだときであっても、一定の期間、クーリングオフによって解約する旨の通知をすることで無条件に契約を取り消すことができる制度のことです。このクーリングオフの通知は、証拠を残しておくために文書で行うことが通常です。どのようなケースでクーリングオフができるかは、弁護士に相談してください。

- (2) クーリングオフ期間を経過していたため、クーリングオフでは解決できず、交渉によって解決したとき、この設例では、着手金は10万円前後から20万円前後が4分の3を占めています。交渉によって解決したときの報酬金は、20万円前後を中心として10万円前後から30万円前後がほとんどです。

この設例のように、クーリングオフでは解決できなかった場合でも、消費者契約法などを利用して契約を取り消すことができるケースがありますから、弁護士に相談してみてください。なお、着手金は、請求する金額、事案の複雑さ、予想される手数や労力などによって幅があります。報酬金も、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した手数や労力などによって幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-7 交通事故

交通事故にあい、重傷を負った被害者から損害賠償請求を依頼された。弁護士の判断として1000万円程度が妥当であると考えたが、保険会社からの提示額は500万円であったので、訴訟を提起し、その結果、1000万円の勝訴判決を得て、任意に全額回収できた。

着手金

1	20万円前後	197	19.7%	
2	30万円前後	486	48.6%	
3	40万円前後	115	11.5%	
4	50万円前後	147	14.7%	
5	60万円前後	16	1.6%	
6	70万円前後	2	0.2%	
7	その他	36	3.2%	(合計 999)

報酬金

1	50万円前後	353	35.4%
2	60万円前後	151	15.1%
3	70万円前後	182	18.2%
4	80万円前後	101	10.1%
5	90万円前後	25	2.5%
6	100万円前後	155	15.5%
7	その他	31	3.1%
			(合計 998)

コメント

この設例では、着手金は20万円前後から30万円前後が3分の2を占めています。報酬金は、50万円前後が3分の1強を占めていますが、60万円前後から100万円前後まで請求に幅があるようです。

交通事故による損害賠償請求の着手金は、過失割合に争いがあるとか、事前に事故内容の調査が必要であるといった事件の複雑さの程度に関する事情によって金額に幅があります。報酬金についても、訴訟に要する労力や判決によって認められた額などによって金額が異なってくるのが通常です。それにもかかわらず、着手金のほうだけかなり低いほうに回答が集中しているのは、交通事故の被害者の救済のために、依頼するときの負担を軽くしたいという考え方をとる弁護士が多いのではないかと思います。

また、設例のように、保険会社から賠償金の提示がされている場合が多いと思います。このとき、「争いのある額」をもとにして弁護士報酬を算定するという基準を用いている弁護士のなかでも、請求金額全額（設例では1000万円）を争いのある額とみる考え方、請求額から保険会社の提示額を差し引いた額（1000万円から保険会社提示額の500万円を差し引いた残額500万円）を争いのある額とみる考え方、その中間的な額（1000万円から保険会社提示額の500万円を差し引いた残額500万円に保険会社の提示額を2分の1あるいは3分の1した金額を加算した金額）を争いのある額とみる考え方などに分かれます。どの考え方をとるかは、保険会社の態度（訴訟において訴訟前の提示額を最低賠償額として考慮するのか、訴訟になった以上はゼロからはじめるという立場なのか）とか、請求額との差がどの程度あるかなどの事情によっても異なってくるようです。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-8 請負代金

下請負契約を結び、その下請工事を行ったにもかかわらず、元請業者が言を左右にして、請負残代金500万円を支払わない。そこで、訴訟を提起し、その結果、勝訴して任意に全額を回収できた。

着手金

1	25万円前後	218	21.9%
2	30万円前後	464	46.6%
3	35万円前後	150	15.1%
4	40万円前後	89	8.9%
5	50万円前後	45	4.5%
6	その他	29	2.9%
			(合計 995)

報酬金

1	40万円前後	134	13.5%	
2	50万円前後	463	46.6%	
3	60万円前後	150	15.1%	
4	70万円前後	162	16.3%	
5	80万円前後	34	3.4%	
6	90万円前後	14	1.4%	
7	その他	36	3.6%	(合計 993)

コメント

この設例では、着手金は30万円前後を中心として25万円前後から35万円前後でほとんどです。報酬金は50万円前後を中心として40万円前後から70万円前後でほとんどです。

着手金は請求の金額、支払いを拒んでいる相手方の主張などによって幅があります。報酬金は、手数や労力などによって金額に幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

A－9 建物明渡と強制執行

AさんはBさんに1戸建ての建物（建物の時価は1000万円、土地の時価は1500万円）を貸していたところ、賃料（1か月分で10万円）の不払いが続いていたので、未払賃料を請求したが、支払ってもらえなかった。

(1) 民事調停

Aさんの依頼を受けて民事調停を申立て、建物の明渡しが認められたとき

着手金

1	20万円前後	459	46.6%	
2	30万円前後	343	34.8%	
3	40万円前後	72	7.3%	
4	50万円前後	60	6.1%	
5	60万円前後	5	0.5%	
6	70万円前後	2	0.2%	
7	その他	45	4.6%	(合計986)

報酬金

1	40万円前後	409	41.5%
2	60万円前後	228	23.1%
3	80万円前後	92	9.3%
4	100万円前後	103	10.5%
5	120万円前後	10	1.0%

6	140万円前後	5	0.5%	
7	その他	138	14.0%	(合計 985)

コメント

この設例では、調停のときの着手金は20万円前後から30万円前後がほとんどです。報酬金は40万円前後から 60万円前後で3分の2を占めています。

調停で合意に至らなかったときは、別に訴訟を起こさなくてはなりません。訴訟になれば、調停とは別に弁護士報酬が必要となります。

(2) 訴訟—原告

Aさんの依頼を受けて原告として訴訟を受任し、全面勝訴して任意の明渡があった場合

着手金

1	30万円前後	521	52.9%	
2	40万円前後	160	16.3%	
3	50万円前後	192	19.5%	
4	60万円前後	28	2.8%	
5	70万円前後	6	0.6%	
6	80万円前後	10	1.0%	
7	その他	67	6.8%	(合計 984)

報酬金

1	60万円前後	388	39.5%	
2	80万円前後	171	17.4%	
3	100万円前後	176	17.9%	
4	120万円前後	55	5.6%	
5	140万円前後	15	1.5%	
6	160万円前後	14	1.4%	
7	その他	164	16.7%	(合計983)

コメント

この設例で、原告として訴訟を受任するときの着手金は30万円前後が2分の1を占めていますが、30万円前後から50万円前後でほとんどです。報酬金は60万円前後が40%近くであり、60万円前後から100万円前後で4分の3を占めています。

訴訟は調停に比べ、一般的には時間もかかり、手数や労力が大きくなりますので、そのことが着手金や報酬金に反映しているといえます。

(3) 訴訟一被告

被告のBさんの依頼を受けて、再契約の可能性をさぐりながら、最悪の場合でも、一定期間の明渡猶予を得る目的で、訴訟を受任した結果、和解により6ヵ月の明渡猶予を認められ、家賃相当損害金(6ヵ月分で60万円)の支払いも免除されたとき

着手金

1	20万円前後	538	55.4%	
2	30万円前後	288	29.7%	
3	40万円前後	40	4.1%	
4	50万円前後	25	2.6%	
5	60万円前後	5	0.5%	
6	70万円前後	0	0%	
7	その他	75	7.7%	(合計 971)

報酬金

1	10万円前後	340	35.2%	
2	20万円前後	327	33.9%	
3	30万円前後	180	18.7%	
4	40万円前後	35	3.6%	
5	50万円前後	21	2.2%	
6	60万円前後	7	0.7%	
7	その他	55	5.7%	(合計 965)

コメント

この設例で、被告として訴訟を受任するときの着手金は20万円前後から30万円前後がほとんどです。報酬金は10万円前後から20万円前後が70%近くに及び、10万円前後から30万円前後でほとんどです。

同じ事件の訴訟であっても、原告として依頼するときと被告としてのときとで弁護士報酬は異なることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

(4) 強制執行

Aさんが本人訴訟で建物明渡の勝訴判決を得たが、Bさんが建物を任意に明渡さないで、Aさんの依頼を受けて建物明渡の強制執行をした結果、建物明渡が完了したとき

着手金

1	10万円前後	495	51.4%	
2	20万円前後	327	34.0%	
3	30万円前後	90	9.3%	
4	40万円前後	10	1.0%	
5	その他	41	4.3%	(合計 963)

報酬金

1	10万円前後	329	34.2%	
2	20万円前後	318	33.1%	
3	30万円前後	169	17.6%	
4	40万円前後	36	3.7%	
5	その他	110	11.4%	(合計 962)

コメント

この設例で、強制執行を受任するときの着手金は10万円前後から20万円前後がほとんどです。報酬金は10万円前後から20万円前後で3分の2を占めています。

訴訟において勝訴判決を得ても相手方が任意に建物を明け渡さないときには、強制執行の手続を別にとらなくてはなりません。この手続は訴訟とは別ですので、あらためて弁護士報酬が必要となることが多いようです。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-10 境界争い

隣地との境界につき、隣地所有者が主張する境界線によると土地の面積が1坪分（時価30万円）減るところ、境界確定訴訟を提起して全面勝訴した。

着手金

1	20万円前後	371	38.9%	
2	30万円前後	364	38.2%	
3	40万円前後	70	7.3%	
4	50万円前後	61	6.4%	
5	60万円前後	2	0.2%	
6	その他	86	9.0%	(合計 954)

報酬金

1	20万円前後	340	35.7%	
2	30万円前後	313	32.9%	
3	40万円前後	84	8.8%	
4	50万円前後	88	9.2%	
5	60万円前後	16	1.7%	
6	その他	111	11.7%	(合計 952)

コメント

この設例では、着手金は20万円前後から30万円前後がほとんどです。報酬金は20万円前後から30万円前後が3分の2を占めています。

境界確定訴訟は、単に土地の面積や価値だけの問題ではなく、人間関係などさまざまな要素が事件を複雑にして訴訟が長期化しがちです。したがって、争いのある土地の価値だけで弁護士報酬が決まるとは限りません。測量士による測量費用も弁護士報酬とは別に必要となる場合もあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

※なお、土地境界確定制度としては、1筆の土地の区画を明確にするための登記官による境界確定に関する手続があります。

A-11 近隣環境（日照権）

自宅の南側にマンションが建ちはじめた。このままでは自宅の日照に支障が出るのでマンションの設計変更と損害賠償請求をしたいとの依頼があった。そこで、工事続行禁止の仮処分申請を行った結果、双方審尋のうえ和解が成立し、設計変更はできなかったが、解決金として100万円を得た。（事件の依頼者は、1人とする）

着手金

1	20万円前後	401	43.4%	
2	30万円前後	349	37.8%	
3	40万円前後	73	7.9%	
4	50万円前後	62	6.7%	
5	60万円前後	3	0.3%	
6	その他	35	3.8%	（合計 923）

報酬金

1	10万円前後	451	49.0%	
2	20万円前後	283	30.8%	
3	30万円前後	104	11.3%	
4	40万円前後	20	2.2%	
5	50万円前後	17	1.8%	
6	その他	45	4.9%	（合計 920）

コメント

この設例では、着手金は20万円前後から30万円前後がほとんどです。報酬金は10万円前後から20万円前後がほとんどです。

着手金は、事件の複雑さ、建築に関する専門的な準備、関係者が多数になる場合もあるなど、手数や労力などが異なってくることがあり、それによって幅があります。報酬金は、着手金で述べた事情のほか、結果の成功度が大きく影響すると考えられます。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-12 離婚

夫の暴力などに耐えられないので離婚したい。3歳の子どもが1人いるが自分が引き取りたい。慰謝料として200万円を請求した。離婚が成立し、慰謝料200万円の支払いを受けた。子どもの親権も得たうえで、養育費として毎月3万円の支払いを受けることになった。

(1) 離婚調停を受任する場合

着手金

1	20万円前後	448	45.1%	
2	30万円前後	412	41.5%	
3	40万円前後	66	6.6%	
4	50万円前後	22	2.2%	
5	60万円前後	2	0.2%	
6	その他	43	4.3%	(合計 993)

報酬金

1	20万円前後	299	30.3%	
2	30万円前後	391	39.6%	
3	40万円前後	140	14.2%	
4	50万円前後	102	10.3%	
5	60万円前後	23	2.3%	
6	その他	32	3.2%	(合計 987)

(2) 離婚調停の不調後に離婚訴訟を受任し、離婚が成立した場合

着手金

1	0円	259	26.3%	
2	10万円前後	418	42.5%	
3	20万円前後	167	17.0%	
4	30万円前後	113	11.5%	
5	40万円前後	10	1.0%	
6	その他	17	1.7%	(合計 984)

報酬金

1	20万円前後	193	19.6%	
2	30万円前後	357	36.2%	
3	40万円前後	175	17.8%	
4	50万円前後	166	16.9%	
5	60万円前後	50	5.1%	
6	70万円前後	7	0.7%	

7	80万円前後	5	0.5%	
8	その他	32	3.2%	(合計 985)

(3) 離婚訴訟の段階から受任し、離婚が成立した場合

着手金

1	20万円前後	260	26.4%	
2	30万円前後	519	52.7%	
3	40万円前後	115	11.7%	
4	50万円前後	62	6.3%	
5	60万円前後	6	0.6%	
6	その他	23	2.3%	(合計 985)

報酬金

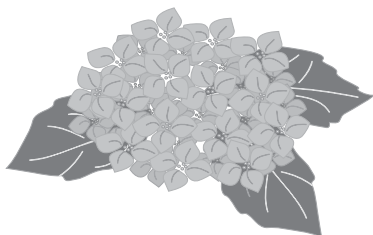
1	20万円前後	198	20.1%	
2	30万円前後	365	37.1%	
3	40万円前後	163	16.5%	
4	50万円前後	168	17.1%	
5	60万円前後	41	4.2%	
6	70万円前後	12	1.2%	
7	80万円前後	5	0.5%	
8	その他	33	3.4%	(合計 985)

コメント

この設例では、子どもの親権者指定や慰謝料も求める離婚を想定しています。離婚調停の着手金は20万円前後から30万円前後がほとんどです。報酬金は20万円前後から30万円前後で70%近くに及びます。離婚調停不調後に引き続き離婚訴訟に至ったとき、着手金の実質的な追加としては10万円前後が40%を超えていますが、着手金の追加はしないとの回答も4分の1を占めています。

訴訟から受任するときの着手金は30万円前後が2分の1を占めています。20万円前後から40万円前後でほとんどです。報酬金は30万円前後を中心として20万円から50万円前後がほとんどです。

離婚に関する弁護士報酬は、手数や労力、内容の複雑さ、請求の金額などさまざまな要因によって着手金に幅がありますし、報酬金にも相当の幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。



A-13 不貞の慰謝料請求

夫の不貞行為により離婚した。夫から慰謝料は受けとっていない。不貞の相手に慰謝料として300万円を請求した。訴訟を提起し、和解により慰謝料として不貞の相手から200万円の支払いを受けた。

(1) 元妻から損害賠償請求訴訟を受任したとき

着手金

1	10万円前後	109	11.1%	
2	20万円前後	537	54.6%	
3	30万円前後	307	31.2%	
4	40万円前後	10	1.0%	
5	50万円前後	7	0.7%	
6	その他	13	1.3%	(合計 983)

報酬金

1	10万円前後	55	5.6%	
2	20万円前後	521	53.1%	
3	30万円前後	326	33.2%	
4	40万円前後	47	4.8%	
5	50万円前後	24	2.4%	
6	その他	9	0.9%	(合計 982)

(2) 不貞の相手方から損害賠償請求訴訟を受任したとき

着手金

1	10万円前後	113	11.6%	
2	20万円前後	509	52.5%	
3	30万円前後	314	32.3%	
4	40万円前後	11	1.1%	
5	50万円前後	12	1.2%	
6	その他	13	1.3%	(合計 972)

報酬金

1	10万円前後	427	44.3%	
2	20万円前後	284	29.5%	
3	30万円前後	155	16.1%	
4	40万円前後	17	1.8%	
5	50万円前後	14	1.5%	
6	その他	67	7.0%	(合計 964)

コメント

この設例（１）の元妻から受任した時には、着手金あるいは報酬金のいずれも20万円前後から30万円前後がほとんどです。また、設例（２）の不貞の相手方から受任した時には着手金は20万円前後から30万円前後がほとんどです。設例（１）とほぼ同様ですが、報酬金は100万円の減額を達成したことから、10万円前後から20万円前後で4分の3を占めており、10万円前後から30万円前後がほとんどです。

A-14 遺言書作成と遺言執行

定型的な遺言書を作成したい。資産は、不動産、預金と株券で、評価額の総額は5000万円である。

（１）公正証書遺言作成手数料

1	10万円前後	492	50.7%
2	20万円前後	293	30.2%
3	30万円前後	123	12.7%
4	40万円前後	8	0.8%
5	50万円前後	20	2.1%
6	その他	34	3.5%
		(合計 970)	

（２）遺言執行者にもなっているときの遺言執行手数料

1	20万円前後	173	18.3%
2	40万円前後	256	27.1%
3	60万円前後	175	18.6%
4	80万円前後	77	8.2%
5	100万円前後	185	19.6%
6	120万円前後	20	2.1%
7	その他	57	6.0%
		(合計 943)	

コメント

（１）公正証書遺言についての作成手数料

この設例では、10万円前後から20万円前後がほとんどです。

遺言書にはいくつかのタイプがありますが、代表的なものは公正証書遺言と自筆証書遺言です。公正証書遺言については公証人が、自筆証書遺言は遺言者自身が遺言書を作成します。弁護士は、どのタイプの遺言書が適切か、遺産の内容や評価額の調査、紛争が起きないような遺産の分配の仕方アドバイス、さらに公正証書遺言では公証人との準備段階での協議や証人の確保などさまざまな役割を担当します。

したがって、遺産にいろいろな種類の資産があったり、その評価額の算定がむずかしかったり、相続人の関係が複雑で紛争予防のためには遺産の分け方に知恵を絞らなければならないなどの事情があるときには、弁護士の手数料も高くなる場合があります。あらかじめ弁護士に確認してくだ

さい。

(2) 遺言執行者にもなっているときの遺言執行手数料

この設例では、40万円前後が4分の1を超えています。100万円前後、60万円前後と20万円前後がいずれも20%近くになっています。

遺言書の内容を実現しようとするときには、遺言をした人はこの世にはいません。そこで、遺言書の内容を遺言した人に代わって実現する人が必要になります。その人を遺言執行者といいます。

遺言執行者の仕事は、自筆証書遺言のときに遺言書そのものを生前から預かることから始まることもあります。基本的には遺言者が亡くなったあとに集中します。すべての相続人などへの遺言内容の説明、登記・登録の名義変更の手続き、遺言書で指定された人への物品や預金の引渡など、遺言の内容によって遺言執行者の仕事の中味も異なりますので、弁護士報酬には幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-15 遺産分割調停

被相続人は、自宅不動産、山林、株券、預金など総額1億円の遺産を残した。遺言書はなく相続人は妻と子ども2人の合計3人である。遺産の範囲に争いはないが、遺産分割協議がまとまらなかったため、妻の依頼を受けて遺産分割の調停申立をした。その結果、妻は5000万円相当の法定相続分にしたがった遺産を取得し、妻の納得する分割となった。

着手金

1	30万円前後	307	31.1%	
2	50万円前後	409	41.4%	
3	70万円前後	70	7.1%	
4	90万円前後	83	8.4%	
5	110万円前後	63	6.4%	
6	130万円前後	8	0.8%	
7	150万円前後	24	2.4%	
8	その他	23	2.3%	(合計 987)

報酬金

1	60万円前後	115	11.7%	
2	100万円前後	301	30.7%	
3	140万円前後	118	12.0%	
4	180万円前後	146	14.9%	
5	220万円前後	113	11.5%	
6	260万円前後	44	4.5%	
7	300万円前後	90	9.2%	
8	その他	55	5.6%	(合計 982)

コメント

この設例では、着手金は30万円前後から50万円前後で4分の3近くを占めています。報酬金は、100万円前後を中心として60万円前後から220万円前後でほとんどです。

遺産分割は、全員が合意する必要があります。何らかの事情で全員が合意できなかったときには、家庭裁判所での遺産分割調停を利用することになります。

遺産分割調停も基本的には話し合いです。弁護士は、依頼を受けた相続人の立場に立ち、各関係者が納得できるように遺産に関する資料を作成して提出したり、事実経過や法律的な意見を書面にして提出したりするなど円満な合意形成に向けて活動します。したがって、相続をめぐる争いの内容などによって弁護士報酬に幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-16-1 債務整理・倒産

消費者金融会社など10社に対して総額400万円の負債をかかえているという会社員から債務整理の相談を受けた。

(1) 借入と返済を長いあいだ繰り返してきたので、会社に取り引履歴の開示を求めたところ、合計200万円もの過払い金があることが判明した。

そこで、会社と交渉し、示談ができなかったので、裁判を提起して200万円を取り戻した。(過払い金)

着手金

1	10万円前後	327	34.3%	
2	20万円前後	353	37.1%	
3	30万円前後	155	16.3%	
4	40万円前後	12	1.3%	
5	その他	105	11.0%	(合計 952)

報酬金

1	20万円前後	244	25.6%	
2	30万円前後	231	24.3%	
3	40万円前後	329	34.6%	
4	60万円前後	108	11.3%	
5	その他	40	4.2%	(合計 952)

コメント

この設例では、着手金は10万円前後から20万円前後が70%に及び、30万円前後を加えますとほとんどです。報酬金は、20万円前後から40万円前後がほとんどであり、40万円前後がもっとも多いようです。

過払い金については、着手金として1件あたりの手数料を決め、報酬金は取り戻した額の1割とか2割と定めることも多いようです。ただし、消費者金融会社の資産状況が取り戻し額に影響を与えることも多いので、その点もあらかじめ弁護士に確認してください。

(2) 利息制限法による引き直し計算をしても300万円の負債が残ることが判明した。

- ① 任意で各債権者と交渉した結果、会社員の親族の用意した200万円を一括して支払うことで解決したとき（任意整理）

着手金

1	10万円前後	295	30.8%	
2	20万円前後	417	43.6%	
3	30万円前後	181	18.9%	
4	40万円前後	12	1.3%	
5	その他	52	5.4%	（合計 957）

報酬金

1	0円	299	31.3%	
2	5万円前後	51	5.3%	
3	10万円前後	347	36.3%	
4	20万円前後	176	18.4%	
5	30万円前後	51	5.3%	
6	その他	32	3.3%	（合計 956）

コメント

この設例では、着手金は10万円前後から20万円前後が70%以上に及びますが、30万円前後という請求もあるようです。報酬金は10万円前後から20万円前後で2分の1を超えますが、ゼロという回答も30%に及んでいます。

任意整理の着手金は、債権者数や負債の額に応じて増減することがあります。また、報酬金は実にさまざまであり、報酬金を請求する弁護士もいれば、請求しない弁護士もいます。任意整理の弁護士報酬について、着手金・報酬金方式とする方式だけでなく、手数料方式で考えられていることも多いようです。

また、任意整理の交渉中に裁判などの法的手続に移行するときには、別に弁護士報酬の支払いが必要になることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

- ② 個人再生手続を申立て、3年で100万円を支払う方法の再生計画が認可されたとき（民事再生法の個人再生手続）

着手金

1	10万円前後	125	13.5%	
2	20万円前後	238	25.7%	
3	30万円前後	439	47.4%	
4	40万円前後	113	12.2%	
5	その他	12	1.3%	（合計 927）

報酬金

1	0 円	474	51.4%
2	10万円前後	169	18.3%
3	20万円前後	159	17.2%
4	30万円前後	82	8.9%
5	40万円前後	9	1.0%
6	その他	29	3.1%
(合計 922)			

コメント

この設例では、着手金は30万円前後が2分の1近くを占めていますが、10万円前後から40万円前後まで幅広く請求があるようです。報酬金は、0 円が2分の1を占めていますが、10万円前後から20万円前後も3分の1を占めています。

個人再生手続において、再生計画が認可されたときの報酬金は実にさまざまであり、報酬金を請求する弁護士もいれば、請求しない弁護士もいます。個人再生手続の弁護士報酬についても、着手金・報酬金方式とする方式だけでなく、手数料方式で考えている弁護士が多いことも示しています。また、住宅特例条項を設けるケースなど、再生計画の認可に要する労力が大きくなる事情があるときには、弁護士報酬に影響を与えることがあります。あらかじめ弁護士に確認してください。

③ 個人破産を申立て、同時廃止後に免責決定を得たとき（個人破産）

着手金

1	10万円前後	95	9.8%
2	20万円前後	360	37.3%
3	30万円前後	470	48.7%
4	40万円前後	15	1.6%
5	その他	26	2.7%
(合計 966)			

報酬金

1	0 円	635	66.3%
2	10万円前後	130	13.6%
3	20万円前後	115	12.0%
4	30万円前後	36	3.8%
5	40万円前後	5	0.5%
6	その他	37	3.9%
(合計 958)			

コメント

この設例では、着手金は20万円前後から30万円前後がほとんどです。報酬金はゼロが3分の2を占めていますが、10万円前後から20万円前後で4分の1を占めています。

個人破産申立の報酬金は請求しない例も多くありますが、弁護士によっては免責を得たときに報酬金を請求することがあります。報酬金の有無をふくめて、あらかじめ弁護士に確認してください。

A-16-2 民事再生（企業）

資本金1000万円。年間売上高は3億円。負債総額が10億円（事業関係5億5000万円、金融債務4億5000万円）。資産は、売掛金を回収した現金3000万円のほか不動産、機械・設備、原材料などの合計1億5000万円。民事再生により再生計画が申立から10ヵ月後に認可された。

（1）着手金・報酬金と月額報酬を併用しないとき

着手金

1	100万円前後	277	38.8%	
2	200万円前後	218	30.6%	
3	300万円前後	139	19.5%	
4	400万円前後	31	4.3%	
5	500万円前後	30	4.2%	
6	その他	18	2.5%	（合計 713）

報酬金

1	200万円前後	292	41.5%	
2	300万円前後	173	24.6%	
3	400万円前後	48	6.8%	
4	500万円前後	49	7.0%	
5	600万円前後	17	2.4%	
6	その他	124	17.6%	（合計 703）

（2）着手金・報酬金と月額報酬を併用するとき

着手金

1	100万円前後	73	41.0%	
2	200万円前後	51	28.7%	
3	300万円前後	33	18.5%	
4	400万円前後	7	3.9%	
5	500万円前後	5	2.8%	
6	その他	9	5.1%	（合計 178）

報酬金

1	0円	39	23.8%	
2	100万円前後	57	34.8%	
3	200万円前後	37	22.6%	
4	300万円前後	15	9.1%	
5	400万円前後	4	2.4%	
6	500万円前後	5	3.0%	
7	その他	7	4.3%	（合計 164）

月額報酬

1	10万円未満	53	34.9%	
2	10万円以上20万円未満	64	42.1%	
3	20万円以上30万円未満	26	17.1%	
4	30万円以上40万円未満	5	3.3%	
5	40万円以上50万円未満	1	0.7%	
6	50万円以上100万円未満	3	2.0%	
7	100万円以上	0	0%	(合計 152)

(3) 月額報酬だけによるとき

1	10万円未満	10	11.5%	
2	10万円以上20万円未満	21	24.1%	
3	20万円以上30万円未満	21	24.1%	
4	30万円以上40万円未満	19	21.8%	
5	40万円以上50万円未満	10	11.5%	
6	50万円以上100万円未満	5	5.7%	
7	100万円以上150万円未満	1	1.1%	
8	150万円以上	0	0%	(合計 87)

コメント

民事再生事件において、弁護士報酬の種類は、その会社の経済的な状況によって、着手金・報酬金の形態もありますが、着手金・報酬金と月額報酬を併用したり、着手金・報酬金はなく月額報酬だけのときもあります。

この設例では、着手金・報酬金と月額報酬を併用しないとき、着手金は100万円前後から200万円前後が70%近くになり、100万円前後から300万円前後がほとんどです。報酬金は200万円前後から300万円前後で3分の2を占めています。

着手金・報酬金と月額報酬を併用するとき、着手金は100万円前後から300万円前後がほとんどです。報酬金は100万円前後を中心として、0円、200万円前後も有力です。このときの月額報酬は、20万円未満が4分の3を占めています。

月額報酬だけによるときは、40万円未満が70%を超えますが、40万円から50万円未満もあるようです。

企業の民事再生事件では、その会社の活動規模や業態などのほか、再生方針（自力の再生を目指すのか、営業譲渡などによって事実上会社を整理するのか、スポンサー支援により再生を目指すのかなど）によって弁護士報酬に幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-17 顧問関係

月額顧問料はいくらか。

1万円：	599件	5.6%
2万円：	1265件	11.8%
3万円：	3260件	30.3%
4万円：	357件	3.3%
5万円：	3461件	32.2%
6万円：	97件	0.9%
7万円：	162件	1.5%
8万円：	103件	1.0%
9万円：	27件	0.3%
10万円：	872件	8.1%
15万円前後：	167件	1.6%
20万円前後：	157件	1.5%
30万円前後：	76件	0.7%
40万円前後：	11件	0.1%
50万円前後：	16件	0.1%
その他：	116件	1.1%（合計 10746）

※ここでは複数回答であり、回答者はのべ761名となっています。

コメント

月額顧問料は、3万円か5万円が多いわけですが、顧問としての弁護士の業務内容は法律相談が中心となりますが、依頼者との契約によって、内容や範囲はさまざまです。このように、顧問料については少額から高額まで大きな幅があります。

そこで、顧問契約の内容について弁護士と協議のうえ、顧問料を決めてください。

A-18 時間制（タイムチャージ）

一般市民事件で時間制（タイムチャージ）を利用するとき、一般的には1時間あたりいくらか。

※一般市民事件とは、渉外事件を除いた事件をイメージしています。

1	5千円	25	10.6%
2	1万円	111	47.0%
3	2万円	45	19.1%
4	3万円	32	13.6%
5	4万円	5	2.1%

6	5万円	8	3.4%	
7	その他	10	4.2%	(合計 236)

コメント

この設例では、1時間あたり1万円が2分の1近くを占めており、5000円から3万円でほとんどです。

時間制（タイムチャージ）は、依頼された事件の処理に必要とした時間に単価をかけて弁護士報酬を計算する方法です。弁護士の労力を時間で合理的に計算できる利点がありますが、事件解決までに時間がどれだけかかるのか予想がつきにくいという難点があります。

現状では、時間制は、外国との取引関係など渉外事件の処理に利用されることが多いようですが、一般市民の事件にも利用される可能性も十分あります。あらかじめ弁護士に確認してください。

A-19 刑事事件（事案簡明な事件）

わき見運転で自動車事故を起こし、被害者に入院1か月の傷害を負わせた自動車運転による過失傷害・道路交通法違反被告事件（勾留中の事件）を受任し、保釈請求し保釈が認められ、その後の公判手続は判決言渡しを含めて3回あり、執行猶予の判決となった。示談については、保険会社が行ったので、弁護人は関与しなかった。

（1）着手金・報酬金という弁護士報酬の請求の仕方をしているとき

公判事件として受任するときの着手金

1	15万円前後	61	7.3%	
2	20万円前後	278	33.2%	
3	30万円前後	436	52.1%	
4	40万円前後	32	3.8%	
5	50万円前後	20	2.4%	
6	その他	10	1.2%	(合計 837)

報酬金

1	15万円前後	73	8.8%	
2	20万円前後	251	30.2%	
3	30万円前後	374	45.0%	
4	40万円前後	59	7.1%	
5	50万円前後	36	4.3%	
6	その他	39	4.7%	(合計 832)

(2) 着手金・報酬金というシステムの弁護士報酬の請求をしていないとき

総額

1	30万円前後	33	50.0%	
2	40万円前後	14	21.2%	
3	60万円前後	10	15.2%	
4	80万円前後	2	3.0%	
5	100万円前後	1	1.5%	
6	その他	6	9.1%	(合計 66)

(3) 逮捕された直後に受任したときと起訴後に受任したときとで弁護士報酬を加算しますか（ここでは、着手金・報酬金という弁護士報酬の請求システムかどうかを問いません）。

1	加算しない	439	57.4%	
2	10万円前後	224	29.3%	
3	20万円前後	82	10.7%	
4	30万円前後	13	1.7%	
5	40万円前後	0	0%	
6	その他	7	0.9%	(合計 765)

コメント

この設例で、着手金・報酬金という弁護士報酬の請求の仕方が圧倒的です。着手金20万円前後から30万円前後がほとんどです。報酬金は20万円前後から30万円前後が4分の3を占めています。

この設例で、逮捕段階から受任したときと起訴後に受任したときとで、弁護士報酬を加算するかについては、加算しないが過半数ですが、加算する場合、10万円前後から20万円前後が多いようです。この点についても、あらかじめ弁護士に確認してください。

A-20 少年付添人

子どもが傷害事件を起こし、少年鑑別所に収容されている段階で、少年事件の付添人を受任した。その結果、審判で保護観察となった。

着手金

1	10万円前後	96	11.9%	
2	20万円前後	366	45.4%	
3	30万円前後	310	38.4%	
4	40万円前後	18	2.2%	
5	50万円前後	11	1.4%	
6	その他	6	0.7%	(合計807)

報酬金

1	0万円	119	14.8%	
2	10万円前後	174	21.6%	
3	20万円前後	274	34.1%	
4	30万円前後	195	24.3%	
5	40万円前後	18	2.2%	
6	50万円前後	12	1.5%	
7	その他	12	1.5%	(合計 804)

コメント

この設例では、着手金は20万円前後から30万円前後がほとんどですが、10万円前後もあるようです。報酬金は20万円前後を中心として10万円前後から30万円前後がほとんどですが、0円も相当数あります。

少年付添人事件においては、非行事実があったか否かという事実の有無の確認とともに、非行事実が認められるときは、少年の立ち直りのための環境調整、つまり少年の立ち直りのための助力も重要な活動となります。そのため、着手金を算定するときには、事件自体に争いがあるか否か、少年の環境調整の手数の大きさなどの事情が考慮されます。また、報酬金では、その手数や労力の大きさや審判（裁判のこと）の結果などの事情が考慮されます。あらかじめ弁護士に確認してください。

B－1 先物取引

商品先物取引会社の外交員から「中近東で戦火が続いているので、石油が値上がりするのは間違いない。必ずもうかります」と強くすすめられて、300万円を証拠金として預け、その後も次々に追加させられて合計700万円になったが、相場が暴落したからマイナスになったと言われた。断定的判断の提供や説明義務違反などを理由として700万円の損害賠償請求の訴訟を提起したところ、全面勝訴し、任意に全額回収した。

着手金

1	20万円前後	30	9.9%	
2	30万円前後	129	42.6%	
3	40万円前後	80	26.4%	
4	50万円前後	53	17.5%	
5	60万円前後	2	0.7%	
6	その他	9	3.0%	(合計 303)

報酬金

1	50万円前後	30	9.9%
2	60万円前後	14	4.6%
3	70万円前後	148	49.0%

4	80万円前後	35	11.6%	
5	90万円前後	32	10.6%	
6	100万円前後	30	9.9%	
7	110万円前後	7	2.3%	
8	その他	6	2.0%	(合計 302)

コメント

この設例では、着手金は30万円前後から40万円前後が70%近くに及びますが、50万円前後という請求もあるようです。報酬金は70万円前後が2分の1を占めており、80万円前後から100万円前後で30%に及んでいます。

先物取引は実際の取引の10分の1程度の証拠金を使って取引ができるために、相場が大きく動いたときには儲けも損失も大きくなり、リスクが大きい取引といえます。したがって自己責任が原則ですが、業者が「必ずもうかります」などと言って勧誘することは禁止されており、このほかにも取引において業者に違法な行為があれば損害賠償請求が可能です。もっとも、年齢、社会経験、理解能力などから取引した人にも過失があるとされて、請求金額を全額回収できないことがあります。このように請求金額や業者の違法行為の立証可能性、依頼者の過失の有無などによって着手金には幅が出ます。回収額などによって報酬金も変わります。あらかじめ弁護士に確認してください。

B-2 欠陥住宅

土地付新築住宅を2000万円で購入したが、建物自体が傾く、欠陥住宅であることが判明した。売主および建築会社に対し、補修費用700万円、補修期間のレンタル住宅費用70万円、宿替え引越し費用30万円、慰謝料100万円、合計900万円を請求する訴訟を提起したところ、全面勝訴し、任意に全額回収した。

着手金

1	30万円前後	68	18.0%	
2	40万円前後	68	18.0%	
3	50万円前後	189	50.1%	
4	60万円前後	21	5.6%	
5	70万円前後	18	4.8%	
6	その他	13	3.4%	(合計 377)

報酬金

1	70万円前後	38	10.1%
2	80万円前後	21	5.6%
3	90万円前後	140	37.1%
4	100万円前後	119	31.6%

5	110万円前後	16	4.2%	
6	120万円前後	16	4.2%	
7	130万円前後	5	1.3%	
8	140万円前後	8	2.1%	
9	その他	14	3.7%	(合計 377)

コメント

この設例では、着手金は50万円前後が2分の1を占め、30万円前後から40万円前後で3分の1を占めています。報酬金は90万円前後から100万円前後で70%近くになっています。

欠陥住宅問題は、法律以外に建築に関する専門的な知識を有する分野であり、かつ、通常の民事事件と比較して多くの手間や労力を要することも多く、その程度によって、着手金や報酬金について大きな幅があります。また、建築士などによる専門的な調査・鑑定が必要となることがほとんどですが、そのための調査・鑑定費用が弁護士報酬とは別に必要になります。あらかじめ弁護士に確認してください。

B－3 医療事故（患者側）

医療過誤事件について、証拠保全をしたうえ、1000万円の支払いを求めて訴訟を提起した。訴訟は一審で3年かかったが、医師の手術ミスの過失が認められ、全面勝訴して任意に支払いを受けた。（共同受任を想定する場合、弁護士1人分ではなく依頼者から支払いを受ける総額で考えます。）

証拠保全費用（検討費用をふくみ、実費はふくまない）

1	10万円前後	118	21.9%	
2	20万円前後	207	38.3%	
3	30万円前後	167	30.9%	
4	40万円前後	12	2.2%	
5	50万円前後	13	2.4%	
6	その他	23	4.3%	(合計 540)

着手金

1	30万円前後	141	26.0%	
2	40万円前後	65	12.0%	
3	50万円前後	216	39.8%	
4	60万円前後	65	12.0%	
5	70万円前後	27	5.0%	
6	その他	29	5.3%	(合計 543)

報酬金

1	80万円前後	39	7.1%	
2	100万円前後	254	46.5%	
3	120万円前後	110	20.1%	
4	140万円前後	57	10.4%	
5	160万円前後	54	9.9%	
6	その他	32	5.9%	(合計 546)

コメント

この設例では、証拠保全費用は20万円前後を中心として、10万円前後から30万円前後で90%以上を占めています。

訴訟の着手金は50万円前後を中心として60万円前後まででほとんどです。報酬金は100万円前後が2分の1近くを占め、120万円前後を合わせると3分の2を占めています。

医療事故事件は、専門的な知識を要する分野であり、その特殊性から、弁護士が複数で受任するのが通常です。証拠保全に引き続く調査活動にかなりの労力を費やすことが多く、通常の民事事件と比較して多くの時間と労力を要するといった特殊事情があることから、証拠保全、着手金、報酬金のいずれについても、事案によって大きな幅があります。医師などの専門家による鑑定などが必要なことも多く、そのときには、鑑定などの費用が弁護士報酬とは別に必要となります。あらかじめ弁護士に確認してください。

B-4-1 財産管理 成年後見開始申立

認知症高齢者を抱える家族から相談を受け、成年後見を開始する申立の依頼を受けた。この申立を受任したとき、弁護士報酬（着手金・報酬金あるいは手数料）はいくらか。

1	10万円前後	241	30.7%	
2	20万円前後	330	42.0%	
3	25万円前後	61	7.8%	
4	30万円前後	117	14.9%	
5	50万円前後	12	1.5%	
6	その他	24	3.1%	(合計 785)

コメント

この設例では、成年後見申立の弁護士報酬は、20万円前後を中心として、10万円前後から30万円前後まででほとんどです。

成年後見開始にあたっては、専門医による鑑定が必要であり、鑑定費用が弁護士報酬とは別に必要になります。ちなみに、就任した成年後見人に対する報酬は、裁判所が決定することになります。

B-4-2 任意後見契約

1500万円の預貯金と年金の財産管理とこれを運用しての介護支援契約を依頼された。これを受任し、毎月の財産管理、介護契約の代理、契約内容の監督を行うときの月額手数料は、いくらか。

1	1万円前後	51	11.1%
2	3万円前後	240	58.4%
3	5万円前後	84	20.4%
4	8万円前後	7	1.7%
5	10万円前後	9	2.2%
6	15万円前後	1	0.2%
7	その他	19	4.6%
(合計 411)			

コメント

この設例では、手数料は月額3万円前後が2分の1以上を占め、5万円前後までで90%近くになっています。前回のアンケート結果に比べて、5万円前後が5%ほど減り、3万円前後が4%以上増えています。これは、任意後見制度に慣れたことから、その手数や作業量との関係で手数料が低額化していることによるものと考えられます。

この設例における手数料には、日常、定型的に必要なと予想される毎月の財産管理や介護契約の代理、契約内容の監督などがふくまれていると考えられますが、特別な事件、たとえば財産管理に関連して裁判を起こさなければならぬときなどは、その都度、別に弁護士報酬を支払う必要があります。月額の手数料で、弁護士にどこまでのことをしてもらおうのかなどについて、あらかじめ弁護士に確認してください。

B-5-1 労働事件

10年間勤務し、30万円の月給をとっていた労働者を、会社が懲戒解雇したので、労働者が解雇無効を理由に労働仮処分手続の申立をした。

(1) その結果、会社は懲戒解雇を撤回したうえで、労働者は任意退職し、会社都合を原因とする退職金200万円と解決金200万円を労働者は受け取った。

労働者の代理人であった場合

着手金

1	10万円前後	78	18.9%
2	20万円前後	184	44.6%
3	30万円前後	129	31.2%
4	40万円前後	8	1.9%
5	50万円前後	10	2.4%
6	その他	4	1.0%
(合計 413)			

報酬金

1	20万円前後	67	16.3%	
2	30万円前後	170	41.3%	
3	50万円前後	133	32.3%	
4	70万円前後	12	2.9%	
5	90万円前後	9	2.2%	
6	その他	21	5.1%	(合計 412)

会社の代理人であった場合**着手金**

1	10万円前後	22	5.8%	
2	20万円前後	79	20.7%	
3	30万円前後	204	53.4%	
4	40万円前後	22	5.8%	
5	50万円前後	50	13.1%	
6	その他	5	1.3%	(合計 382)

報酬金

1	20万円前後	82	21.6%	
2	30万円前後	128	33.8%	
3	50万円前後	101	26.6%	
4	70万円前後	12	3.2%	
5	90万円前後	8	2.1%	
6	その他	48	12.7%	(合計 379)

(2) その結果、労働者は職場復帰を果たした。**労働者の代理人であった場合****報酬金**

1	20万円前後	74	19.3%	
2	30万円前後	139	36.2%	
3	50万円前後	117	30.5%	
4	70万円前後	16	4.2%	
5	90万円前後	12	3.1%	
6	その他	26	6.8%	(合計 384)

(3) 手続が労働仮処分と労働審判で、金額は異なりますか。

労働者の代理人であった場合

着手金

1 異なる	306	87.2%	
2 異なる	45	12.8%	
① 労働仮処分の方が高い	39	86.7%	
② 労働審判の方が高い	4	8.9%	(合計 351)

報酬金

1 異なる	311	90.4%	
2 異なる	33	9.6%	
① 労働仮処分の方が高い	31	93.9%	
② 労働審判の方が高い	1	3.0%	(合計 344)

会社の代理人であった場合

着手金

1 異なる	290	90.9%	
2 異なる	29	9.1%	
① 労働仮処分の方が高い	19	65.5%	
② 労働審判の方が高い	9	31.0%	(合計 319)

報酬金

1 異なる	289	92.6%	
2 異なる	23	7.6%	
① 労働仮処分の方が高い	16	69.6%	
② 労働審判の方が高い	6	26.1%	(合計 312)

コメント

この設例では、着手金は、労働者の代理人になったときに20万円前後が2分の1近くを占め、10万円前後から30万円前後でほとんどです。会社の代理人になったときには30万円前後が2分の1をこえ、20万円前後とあわせると4分の3を占めます。

報酬金は、退職を前提とした金銭解決した場合、労働者の代理人になったときに30万円前後を中心として、20万円前後から50万円がほとんどです。会社の代理人になったときにも30万円前後を中心として、50万円前後でほとんどです。また、職場復帰となった場合、労働者の代理人になったときに30万円前後と50万円前後で3分の2を占めています。

労働仮処分のときと労働審判の手続によるときと、弁護士報酬は、着手金も報酬金も、いずれにおいても90%で違いはありません。異なるという回答においては、労働仮処分のときの方が金額が高くなる傾向を示しています。

着手金は、懲戒解雇の理由に合理性があるか否か、またそれを証明する証拠の有無、労働者からみれ

ば解雇されてからの生活状況、会社からみれば事件の労務管理全般に及ぼす影響などによって、幅があります。報酬金は、事案の複雑さ、裁判に要した手数や労力、労働者あるいは会社のそれぞれの事情などによって、幅があります。

労働仮処分と労働審判との手続による金額の違いの有無など、あらかじめ弁護士に確認してください。

B-5-2 労働事件

長くつとめていた会社を、今度、退職した。会社の経営が苦しいと言って、退職金300万円の支払いをしてくれない。勤めていたときの残業代も100万円ほど未払いとなっている。訴訟を提起した結果、任意に全額受けとることができた。

着手金

1	10万円前後	69	14.1%	
2	20万円前後	196	40.2%	
3	30万円前後	196	40.2%	
4	40万円前後	18	3.7%	
5	50万円前後	2	0.4%	
6	その他	7	1.4%	(合計 488)

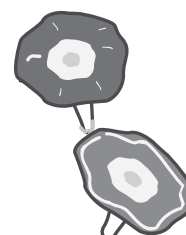
報酬金

1	20万円前後	45	9.2%	
2	30万円前後	167	34.0%	
3	50万円前後	202	41.1%	
4	70万円前後	30	6.1%	
5	90万円前後	6	1.2%	
6	その他	41	8.4%	(合計 491)

コメント

この設例では、着手金は20万円前後と30万円前後がそれぞれ同じくらいであり、この2つでほとんどです。報酬金は50万円前後が多く、30万円前後と合わせると4分の3を占めています。

着手金や報酬金は、請求金額のほかに就業規則の退職金支給規程の記載内容や残業時間の記録の有無などによって事情が異なりますので、幅があります。あらかじめ弁護士に確認してください。



B－6－1 知的財産権

従業員20名のA社は、ある特許権を実施して商品を製造販売していた。ある大企業B社が同様の商品販売を開始した。A社は、製造販売の差止めと一部請求として1億円の損害賠償を求めて訴訟を提起した。裁判所の審理では特許侵害の成否と特許の有効性が争われたが、提訴から8ヶ月後に裁判所は各争点についてA社に有利な心証を開示した。その後、和解を前提に話し合いが行われ、提訴から約1年後に和解が成立し、A社は、B社の製造販売を停止させることができ、またB社から1億円の損害賠償を受けることができた。

着手金

1	100万円前後	45	24.3%	
2	200万円前後	41	22.2%	
3	300万円前後	58	31.4%	
4	500万円前後	23	12.4%	
5	700万円前後	7	3.8%	
6	その他	11	5.9%	(合計 185)

報酬金

1	300万円前後	15	8.3%	
2	500万円前後	33	18.2%	
3	700万円前後	47	26.0%	
4	1000万円前後	61	33.7%	
5	1200万円前後	14	7.7%	
6	その他	11	6.1%	(合計 181)

着手金・報酬金というシステムの弁護士報酬の請求をしていないとき

総額

1	150万円前後	—	—	
2	300万円前後	2	8.0%	
3	500万円前後	5	20.0%	
4	700万円前後	3	12.0%	
5	1000万円前後	9	36.0%	
6	その他	6	24.0%	(合計 25)

コメント

この設例では、着手金は300万円前後を中心として100万円前後から300万円前後まででほとんどです。報酬金は1000万円前後が3分の1を占め、500万円前後と700万円前後をあわせると4分の3近くを占めます。ただし、着手金・報酬金という報酬請求の形式をとらない回答者も相当数います。

知的財産権訴訟においては、弁護士のほかに弁理士を補佐人として選任して裁判をすすめることも多

く、手続のなかで鑑定がなされることもあって、弁護士報酬とは別の費用が発生することがあります。あらかじめ報酬請求の形式や別に発生する費用の有無について弁護士に確認してください。

B－6－2 知的財産権（内容証明郵便）

自社の商標権を他社が侵害しているとして、警告をするために代理人名での内容証明郵便の作成を依頼された。事案は、自社の商標権とは完全には同一ではないが要部において同一と考えられる。なお、経済的影響は実際のところ不明である。このときの作成手数料はいくらか。

1	3万円前後	48	17.2%	
2	5万円前後	94	33.7%	
3	10万円前後	91	32.6%	
4	20万円前後	21	7.5%	
5	30万円前後	14	5.0%	
6	その他	11	3.9%	（合計 279）

コメント

この設例では、5万円前後と10万円前後が同じくらいであり、この2つで4分の3を占めています。

知的財産権が問題とされるときには、内容証明郵便の内容としても法的な面のほかに知的財産権の技術的な面での専門性が要求されることから、一般的な内容証明郵便に比べて高額であることが多いようです。あらかじめ弁護士に確認してください。

B－7 税務訴訟

3人の店員とともにソバ屋を営んでいる。申告所得額が少ないとして税務調査を受けた。修正申告に応じなかったら、3年分で3000万円を支払えとの更正処分が出された。事件の見通しとして、税務署への異議申立、国税不服審判所への審査請求の段階では、こちらの言い分が認められる可能性は薄く、裁判所に取消訴訟を起こすことを視野にいて受任した。その結果、訴訟で全面勝訴した。

着手金

1	30万円前後	24	18.3%	
2	50万円前後	46	35.1%	
3	100万円前後	33	25.2%	
4	150万円前後	16	12.2%	
5	200万円前後	6	4.6%	
6	250万円前後	—	—	
7	その他	6	4.6%	（合計 131）

報酬金

1	200万円前後	25	19.7%	
2	300万円前後	71	55.9%	
3	400万円前後	14	11.0%	
4	500万円前後	6	4.7%	
5	その他	11	8.7%	(合計 127)

コメント

この設例では、着手金は50万円前後が3分の1を占め、100万円前後とあわせると60%をこえます。報酬金は300万円前後が2分の1以上を占め、200万円前後とあわせると4分の3を占めます。

着手金や報酬金は、争いのある金額のほか、法令解釈の妥当性や行政内部の通達が存在とその合理性が争われるのか否か、また納税者側の帳簿や原資料の存在と信用性が争われるのか否かなどによっても大きく異なってくると思われます。さらに、税理士など会計専門家の協力が不可欠となることも多く、そのときには別に費用が必要となります。あらかじめ弁護士に確認してください。

B-8 住民訴訟

第3セクターを設立して、観光客相手の飲食施設をつくったところ大赤字になった。実は市長と個人的つながりのある建築業者が結託して、無理を承知で強行したことが新聞報道で判明した。

(1) 市が補填した赤字1億円について住民監査請求したい。

着手金

1	20万円前後	46	44.7%	
2	30万円前後	28	27.2%	
3	40万円前後	2	1.9%	
4	50万円前後	8	7.8%	
5	60万円前後	—	—	
6	70万円前後	2	1.9%	
7	その他	17	16.5%	(合計 103)

(2) 監査結果に不満なので、住民訴訟を提起したい。

着手金

1	30万円前後	38	36.9%	
2	40万円前後	7	6.8%	
3	50万円前後	34	33.0%	
4	60万円前後	2	1.9%	
5	70万円前後	1	1.0%	
6	80万円前後	2	1.9%	
7	その他	19	18.4%	(合計 103)

コメント

この設例では、住民監査請求の着手金は20万円前後が2分の1近くを占め、30万円前後とあわせると4分の3近くを占めています。裁判を提起するときの着手金は、30万円前後が3分の1強を占め、50万円前後も同じく3分の1を占めています。

地方分権の時代になり住民の自治意識も高まっていますので、住民監査請求や住民訴訟はさらに多くなると考えられます。弁護士報酬のほかに、独自に問題点を調査したり資料を入手するための費用や、自治体が第3セクターへの出資や融資を決める際に提出した資料を専門的に分析するための費用が必要になることがあります。事案に応じてどのような費用が必要になるか、弁護士報酬をふくめて、あらかじめ弁護士に確認してください。

B-9 行政訴訟

近くの山林にある産業廃棄物処理場からひどい悪臭がして汚水も流れている。産廃処理施設として県から設置許可がとられているので、許可の取り消しを求める訴訟を受任して提起した（付近住民100人が原告になり、弁護士3人で受任）。判決で設置許可の取り消しが認められた。

（1）着手金と報酬金という報酬請求の仕方をしているとき

（弁護士3人の総額を想定しての回答）

着手金

1	50万円前後	33	27.0%	
2	100万円前後	52	42.6%	
3	200万円前後	13	10.7%	
4	300万円前後	14	11.5%	
5	400万円前後	1	0.8%	
6	500万円前後	1	0.8%	
7	その他	8	6.6%	（合計 122）

報酬金

1	50万円前後	8	6.6%	
2	100万円前後	44	36.1%	
3	200万円前後	26	21.3%	
4	300万円前後	28	23.0%	
5	400万円前後	4	3.3%	
6	500万円前後	4	3.3%	
7	その他	8	6.6%	（合計 122）

(2) 着手金と報酬金という報酬請求の仕方をせず、月額で請求しているとき

(弁護士1人あたりの月額)

1	3万円前後	—	—	
2	4万円前後	—	—	
3	5万円前後	3	60.0%	
4	10万円前後	1	20.0%	
5	その他	1	20.0%	(合計 5)

コメント

この設例では、着手金・報酬金方式のときには、着手金は100万円前後が2分の1に近く、50万円前後とあわせると70%となります。報酬金は100万円前後が3分の1を占め、300万円前後まででほとんどです。月額で請求するときの金額は、5万円前後が多いようです。

環境汚染など自然科学の観点からの検討が必要な裁判では、その分野の専門家の協力を得ることが不可欠です。この設例で言えば、悪臭の原因や汚水中の有害物質の有無などの調査・分析も必要になり、弁護士報酬のほかにこれらの費用がかかることがあります。また、大規模な環境汚染になると弁護士が何人か集まって弁護団をつくって取り組まなければならない場合もありますから、弁護士報酬の総額が高額化することもあります。このため弁護士報酬を一括支払いとせず、毎月一定額を支払っていく方法などの工夫がなされていることがあります。弁護士報酬のほかにどのような費用が必要になるか、また、弁護士報酬等の支払い方法をどのようにするか、あらかじめ弁護士に確認してください。

2008年度アンケート結果版

アンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬の目安

2009年8月発行

発行：日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

Tel 03-3580-9841 Fax 03-3580-2866

日弁連のホームページにも掲載されています。そちらにもアクセスしてみてください。

<http://www.nichibenren.or.jp/>